

## 6 令和4年度 菊川市立横地小学校 いじめ防止基本方針

### 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの定義

児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「強い・弱い」等の印象や子どもの様子、回数など、表面的・形式的なことではなく、いじめられた子どもの立場に立ってとらえるようにする。

#### (2) 学校におけるいじめの実態

本校では、子どもへのアンケートや子どもたちの観察において、「嫌なことを言われた」「嫌なことをされた」という訴えがあり、気をつけなければならない表れがある。

本校は、全校児童数が少ないこともあり、全教職員で子どもたちを見守り、些細なことでも共通理解して指導に当たるようにしている。

#### (3) 目指す子どもの姿

これまで、活躍できる場や自己決定できる場を意図的に設定したり、令和3年度は友達の本気の姿をメッセージカードにして渡していく活動を取り入れたり温かな人間関係づくりに努めてきたことにより、「〇〇さんすごいな」「〇〇さんががんばっているな」と子ども同士がよさを見つけ合い、「ぼくもがんばろう」「私っていいところあるんだな」と自分自身を認めることが少しずつできるようになってきた。しかし、子ども一人一人を見つめると、言葉が足りなかったりやさしい言葉かけができなかったりして、人間関係づくりが苦手な子どもも多い。子どもへのアンケート結果では、「やさしい言葉遣い」の自己評価が低い。

そこで、本年度も「子どものやさしさのある姿」を引き出し「自尊感情を高める」をめざしていきたいと考える。つまり、「思いやりの心を持ち、自分に自信が持てる子」をめざしていきたい。

### 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

#### (1) 組織体制

いじめ不登校対策委員会

#### (2) 主な構成員及び役割

##### 【主な構成員】

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・関係担任（※必要に応じてPTA代表）

##### 【主な役割】

校長	… 基本方針の策定・重大事態への対応の窓口及び教育委員会等への報告・職員への指導、助言
教頭	… 事情説明の同行・事案の全体の把握
教務主任	… いじめ不登校対策委員会の日程調整
生徒指導	… 事案の把握と整理
養護教諭	… 事案の把握した上での該当児童対応方法の客観的なアドバイス
関係担任	… 初期における事案の聴取・保護者への連絡・事情説明

### 3 いじめの防止等の対策のための実施計画

#### (1) 「ほっともっとアンケート」による子どもへ調査

ア「このごろあなたが学校でこまっていること」

イ「友だちがこまっているのを見たことがあるか」

上の二つのことについて、定期的（年2回）に調査（アンケート）を実施する。

#### (2) 子どもと担任の教育相談（年2回）

「ほっともっとアンケート」を参考にして、子どもと担任による教育相談をする。

朝の活動の時間や昼休み、放課後を利用して、担任がクラスの子ども全員と1対1で相談する機会を作り、子どもから様子を聞き取る。

#### (3) 人間関係作りプログラムに係る調査の実施（年2回）

人間関係プログラムに係る調査を、年に2回実施する。1回目は7月に、2回目は12月に行う予定である。この結果を受けて、各クラスにおいてエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングを行う。

また、9月の身体測定後の保健指導では、エンカウンターやソーシャルスキルトレーニングを用いた心の教育のための保健指導を行う。

#### (4) 特別支援・生徒指導委員会（子どもを語る会）

第1回（5月）…各学年の児童の様子を情報交換し、職員が情報を共有する

第2回（夏休み）…スクールカウンセラーを招いてのいじめに関する研修

第3回（2月）…各学年の児童の様子について、職員が情報を共有し、確実に次年度に引き継ぐ

### 4 地域・保護者との連携に関すること

#### (1) 個別面談の実施

7月中には、全家庭を対象とした個別面談を実施する。また、冬休み前には希望個別面談を実施する。面談を通して、保護者と学校との連携を深め、いじめの早期発見や未然防止、実態把握に生かす。

#### (2) 民生児童委員と語る会

地域等での子どもの実態を話し合ったり、情報交換したりして教育活動に生かす。

#### (3) 学校評議員会

学校の取組を説明し、地域の子どもの様子を話し合い、教育活動に生かす。

#### (4) スクールガードリーダーによる登下校時の安全指導とあいさつ運動

スクールガードリーダーが児童と一緒に登校し安全指導を行ったり、要所に立ち安全指導を行うと共にあいさつ運動をしたりして、子どもたちの様子を見守っていただく。

また、下校時には要所で子どもたちの下校を見守っていただく。

## 5 いじめを受けていると思われる情報を得た場合

### (1) いじめ情報の確認

いじめの情報を得たら、直ちに生徒指導主任を通し関係職員に連絡し、詳しい内容について、本人ならびに関係する児童、保護者などに話を聞き、速やかに事実確認をする。担任が主であるが、生徒指導主任や教務主任等と複数で話を聞くようにして、事実を明らかにする。

### (2) いじめ問題記録の共有

情報については、以下のような内容において把握し、共通理解をする。

- ①被害者氏名… 学年、組、性別…等
- ②いじめの状況… いじめの事実の有無、いじめの態様、加害者・周囲の子どもたち・保護者の状況、いじめの発端、いじめの発覚のきっかけ…等
- ③報告状況… いつ、誰が、誰に、どのような内容で報告したか…等
- ④対応及び対策内容… 被害者への対応内容、加害者への対応内容、保護者への対応内容
- ⑤その後の様子の記録と報告… 対処後の様子を被害者やその保護者に聞き、記録し関係職員に様子を報告する

### (3) 教育委員会への報告

- ・ 犯罪行為、生命に関わる事案など、緊急を要する場合は速やかに報告する。
- ・ 緊急を要さない事案については、月例生徒指導報告において、毎月報告する。

### (4) 継続的な支援、指導及び助言

一時的な対応にならないように、必要に応じていじめ不登校対策委員会を行うなどして、継続的な支援ができるように注意する。注意することは以下に示す。

- ・ いじめを受けた子ども及びその保護者に対する支援
- ・ いじめを行った子どもに対する指導又はその保護者に対する助言
- ・ 保護者と情報を共有し、保護者の理解・協力を得る。
- ・ 学校内での様子について実態の経過観察を注意深く行う。
- ・ いじめを受けた子ども、そして周囲の子どもも安心して教育を受けられるように学習指導に配慮する。